

## 共用汚水取扱規程

### (定義)

水道の給水装置又は井水等を共用して生じた汚水で公共下水道へ排除するものを共用汚水という。

### (適用基準)

複数の使用者が使用水を共用又は共同使用し、その汚水を公共下水道へ排除していること。ただし、使用の状態が生活（家事）用であること。

なお、店舗が含まれている場合については次のとおりとする。

非用水型店舗については、使用水量が非常に少ないので住宅部分と同じく共用扱いとし、用水型店舗がある場合はその使用水量を把握するために私設量水器を設置させその水量を除き、住宅部分を共用扱いとする。

### (認定)

使用者より共用汚水取扱いの申請があった場合は「共用汚水取扱い申請書」等に必要書類を添付させ受付け、その内容を審査し適用基準に合った場合共用汚水と認定する。

ただし、水道を使用して汚水を公共下水道へ排除している使用者については、千葉県水道局で共用および共同使用と認定されたものについては共用汚水とする。（水道局認定コード：用途コード02，04，06，07，08）

また、水道局で認定されていない場合でも、使用者より申請があり、適用基準に合うものについては、共用汚水と認定することができる。

### 附 則

この規程は、昭和59年12月6日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 共用汚水取扱い申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(代表者)

住 所

氏 名

※

電話番号 ( )

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記の使用水を共用して汚水を公共下水道へ排除していますので、  
共用汚水の取扱いを申請いたします。

使用場所	千葉市 区
使用者番号	
使用水	・水道 ・井水 ・その他 ( )
共用世帯数	世帯
使用状態	・生活(家事)用 ・その他 ( )
別添資料等	(1) 管理人選任届 (2) 水の使用状況 (3) 給排水設備設置図

# 管 理 人 選 任 届

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

(代表者)

住 所

氏 名

※

電話番号 ( )

共用汚水の認定を受けるため、次のとおり管理人を選任しましたのでお届けいたします。

使用場所	千葉市 区
使用者番号	
管 理 人	住 所
	氏 名 ※

(※) 法人の場合は、記名押印してください。 法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。